

京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月27日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第9号

京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第17条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の右に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項ただし書中「第4項前段」を「第5項前段」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 小中学校には、企画推進主任を置くことができる。

別表第2 人権教育主任の項を次のように改める。

人権教育主任	人権教育に関する事項
企画推進主任	特色ある教育課程その他の小中一貫教育の企画及び推進に関する事項

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)